

2023年10月30日

各 位

会 社 名 株式会社ソフィアホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 飯塚秀毅
 (コード番号 6942 東証スタンダード)
 問い合わせ先 取締役 兼 経営企画室室長 藤田 裕之
 (TEL : 045-548-6205)

第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年10月13日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本新株式の発行の概要

(1) 払 込 期 日	2023年10月30日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 390,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 672 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	262,080,000 円 (差引手取概算額 243,601,000 円)
(5) 資 本 組 入 額	1 株につき 336 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	131,040,000 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、本新株式を株式会社 E-BOND ホールディングスに 300,000 株、指田 仁氏に 30,000 株、株式会社第一ソフトに 15,000 株、掛谷 和俊氏に 15,000 株、福光 大輔氏に 15,000 株、株式会社ジェットシステムに 10,000 株、木村 和弘氏に 5,000 株それぞれ割り当てます。

2. 本株式の発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済株式総数	資本金
本株式発行前	2,737,720 株	2,358,000 千円
本株式発行による増加	390,000 株	131,040 千円
本株式発行後	3,127,720 株	2,489,040 千円

3. 本新株予約権の発行の概要

(1) 割 当 日	2023年10月30日
(2) 新 株 予 約 権 数 の 総 数	1,550 個
(3) 発 行 価 額	総額 11,842,000 円 (新株予約権 1 個につき 7,640 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	1,550,000 株 (新株予約権 1 個につき 1,000 株)
(5) 資 金 調 達 の 額 (新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額)	1,053,442,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 11,842,000 円 新株予約権行使による調達額 1,041,600,000 円

(6) 行 使 価 額	<p>1株当たり 672円</p> <p>当社は、原則として、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができますものとします。当社は、行使価額の修正が決議された場合、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとします。ただし、修正後の行使価額は当初行使価額の50%である336円（以下「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	<p>第三者割当の方法により、本新株予約権を株式会社E-BONDホールディングスに200個（200,000株）、指田 仁氏に450個（450,000株）、株式会社第一ソフトに225個（225,000株）、掛谷 和俊氏に225個（225,000株）、福光 大輔氏に225個（225,000株）、株式会社ジェットシステムに150個（150,000株）、木村 和弘氏に75個（75,000株）それぞれ割り当てます。</p>
(8) 新株予約権の行使期間	<p>2023年10月31日から2027年10月30日</p>
(9) そ の 他	<p>① 取得条項 本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり7,640円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。また、当社と割当先との間で締結した本新株予約権割当契約書（以下、新株引受契約書を含み「割当契約」といいます。）には、当社取締役会の承認を得て、割当先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本割当契約上の割当先の地位を譲渡先に承継させることを条件とする旨が定められております。</p> <p>③ 当社による本新株予約権の行使停止指定及び撤回 当社は、割当先との間で次の内容を含む割当契約を締結しました。当社は、その裁量により、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下、「停止指定期間」といいます。）を随時、何度でも指定（以下、「行使停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間の長さは当社の裁量により決定します。当社の取締役会が行使停止指定を決定した場合、割当先に対し、行使停止指定を行う旨及び停止指定期間を通知します。なお、当社は、停止指定期間の開始日については、行使停止指定を行う旨を通知した日の2取引日以降の日</p>

	を定めるものとしします。当社は、その裁量により、一旦行った行使停止指定をいつでも将来に向かって撤回することができ、当社の取締役会が行使停止指定の撤回を決定した場合、割当先に対し行使停止指定の撤回に係る通知を行います。なお、当社は、上記の行使停止指定又は行使停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨を適時開示いたします。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. その他

詳細については、2023年10月13日に開示いたしました「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご確認ください。

以 上